

平成30年第1回  
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 承認1号、議案第1号ないし第6号の提出	4
	(7) 提案理由の説明	4
	(8) 承認第1号の説明、採決	6
	(9) 議案第1号の説明、採決	7
	(10) 議案第2号の説明、採決	8
	(11) 議案第3号の説明、採決	9
	(12) 議案第4号の説明、採決	10
	(13) 議案第5号の説明、採決	12
	(14) 議案第6号の説明、採決	13
	(15) 閉会及び閉議の宣告	16

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成30年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年1月22日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

- (1) 日 時 平成30年2月22日(木) 午後3時00分
- (2) 場 所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 2 招集年月日

平成30年2月22日

## 3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 4 会議の時刻

平成30年2月22日 午後3時00分開会、午後3時48分開会

## 5 応招議員

5番 添 田 勝 幸 君	6番 馬 場 孝 允 君	7番 加 藤 幸 一 君
9番 目 黒 章 三 郎 君	10番 米 山 光 喜 君	11番 野 地 久 夫 君
13番 片 平 秀 雄 君	14番 古 川 庄 平 君	16番 菊 地 正 文 君

## 6 不応招議員

1番 品 川 萬 里 君	2番 清 水 敏 男 君	3番 遠 藤 忠 一 君
4番 須 田 博 行 君	8番 馬 場 有 君	12番 大 和 田 博 君
15番 下 山 田 和 雄 君		

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木幡 浩 君	副広域連合長	高橋 宣博 君
会計管理者	近江 善夫 君	事務局長	熊坂 俊則 君
事務局次長	町島 斉 君	総務課長	大勝 宏二 君
業務課長	二階堂 恵一 君		

## 10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 承認1号、議案第1号ないし第6号の提出
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定について
- 日程第11 議案第4号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第5号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第13 議案第6号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

## 11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 12 会議の経過

### (1) 開会の宣告

**議長（目黒 章三郎君）** ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。

品川 万里 君、清水 敏男 君、遠藤 忠一 君、須田 博行 君、馬場 有 君、大和田 博 君、下山田 和雄 君より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後3時01分)

### (2) 諸般の報告

**議長（目黒 章三郎君）** 日程第1「諸般の報告」を行います。

7月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成29年9月27日に、清水 敏男 君が任期満了となりました。

これにより、平成29年9月15日告示の補欠選挙が執行され、清水 敏男 君が再選されました。

平成29年12月7日に、植村 恵治 君の辞職が許可されました。

これにより、平成29年12月14日告示の補欠選挙が執行され、米山 光喜 君が当選されました。

平成30年2月11日に、山口 信也 君、仁志田 昇司 君が任期満了となりました。

これにより、平成30年1月23日告示の補欠選挙が執行され、遠藤 忠一 君、須田 博行 君が当選されました。

### (3) 議席の指定

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された清水 敏男 君の議席を2番、遠藤 忠一 君の議席を3番、須田 博行 君の議席を4番、米山 光喜 君の議席を10番に指定します。

### (4) 会議録署名議員の指名

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に5番 添田 勝幸 君、11番 野地 久夫 君を指名いたします。

### (5) 会期の決定

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

#### (6) 承認1号、議案第1号ないし第6号の提出

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第5「承認1号、議案第1号ないし第6号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておりましたので、ご了承願います。

#### (7) 提案理由の説明

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

承認1号、議案第1号ないし第6号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（木幡 浩君）** 本日、ここに、平成30年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、承認事項が1件、条例に係る議案が2件、計画の策定に関する議案が1件、平成29年度補正予算に係る議案が1件、平成30年度当初予算に係る議案が2件の、合わせて7件でございます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は施行より、10年が経過いたしました。この間、構成市町村の協力と適正な運営の結果、75歳以上の医療保険として定着してきたものと考えております。

今後も高齢者が安心して医療サービスを受けることができるよう、引き続き安定した運営に努め、適切に取り組んでまいります。

一方、急速な高齢化や医療の高度化に伴い、医療給付費が増加する中、国においては、国民皆保険制度の維持と、持続可能な医療保険制度を構築するための取り組みが進められております。

その結果、本年度からは、所得能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費制度や保険料軽減特例制度等の見直しが実施されているところです。

本広域連合といたしましては、このような見直しが被保険者の負担に直接結びつくものであることから、被保険者をはじめとする県民の皆様に対して、丁寧な説明に努めるとともに、過度な負担増や急激な変化とならないよう引き続き、国等へ要望してまいります。

次に、保険料率の改定について申し上げます。

後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2年ごとに見直しを行うこととなっております。

平成30・31年度の新保険料率につきましては、県内の被保険者数の伸びや診療報酬改定による医療給付費の推計等を行い、保険料率を算定いたしました。

次に、健康増進の取り組みについて申し上げます。

本広域連合では、高齢者ができる限り長く自立した生活を送ることができるよう、データヘルス計画に基づく、健康増進事業に取り組んでまいりました。

平成29年度には、モデル事業ではありましたが、新たに歯科口腔健診事業を県内のほとんどの市町村で実施したところであります。

また、平成30年度からは、高齢者の特性を踏まえ、健康の保持増進を図り要介護状態への進行を防止し、在宅で自立した生活を続けることを念頭に置いた保健指導や保健事業を実施する新たな計画の下、特に加齢に伴う運動機能や認知機能の低下によるフレイル対策などに力を入れてまいります。

次に、医療費適正化の取り組みについて申し上げます。

増加する医療費の負担を抑制するためには、医療費の適正化に向けた取り組みがますます重要になっております。

本広域連合では、医療機関からの請求内容の点検を強化することや、あんま・マッサージなどの施術内容を患者本人に確認することにより、不正請求の防止に取り組んでいるほか、医療費のお知らせやジェネリック医薬品の使用を促進し、重複・頻回受診者への指導を通じて、被保険者の医療費に対する関心を高めることにより、医療費の適正化に努めてまいります。

以上、後期高齢者医療制度について申し上げましたが、今後も、健全な財政運営と医療制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。診療報酬にかかる不正利得等の支払を求める訴えの提起の和解について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備等のため、所要の改正を行う条例案を提出するものであります。

議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成30年度及び平成31年度における保険料は、医療機関等に支払う診療報酬がマイナス改定となったことに伴い、一人当たりの医療給付費の減少が見込まれることから、所得割率を現行の8.19%から0.25ポイント引き下げ7.94%、均等割額を41,700円から100円引き下げ41,600円とするほか、保険料の賦課限度額の引き上げ、保険料軽減対象の拡大など所要の改正を行う、条例案を提出するものであります。

議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定についてであります。医療制度を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応し、高齢者医療制度が健全かつ円滑に実施されるよう本広域連合と構成市町村が連携を強化し、制度の安定かつ効率的な運営を図るために、新たな広域計画（案）を提出するものであります。

議案第4号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。療養給付費等の増により歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24億9,367万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、2,460億5,951万9千円とするものであります。

議案第5号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年比3億1,182万9千円増となる、11億5,501万1千円とするものであります。

議案第6号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、前年比62億7,836万9千円増となる2,402億9,901万3千円とするものであります。

以上、7件についての提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう

お願い申し上げます。

#### (8) 承認第1号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

定例会議案書の1ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した、訴えの提起の和解について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページに専決第3号 専決処分書をご覧ください。

本件は、昨年7月開会の平成29年第2回定例会において訴えの提起の議決をいただきまして、平成29年8月31日に福島地方裁判所に提訴した結果、裁判所から和解案が示され、和解により解決することが適当であると判断をいたしまして平成29年11月10日付けで専決処分したものでございます。

和解に当たりましては、訴訟代理人とした広域連合顧問弁護士の助言を受けて、早期かつ確実に全額を回収するためには、記載の内容により和解することが最も有利であると判断したものでございます。

和解の内容になりますが、3に記載しております。

(1) 相手方が支払う金員は、加算金を含めた元金、6,669,311円に、年5分の割合による遅延損害金になります。

(2) 支払方法として、頭金として、11月末日までに150万円、12月以降、毎月10万円、再度保険医療機関の指定等を受けた際には、毎月の支払額を20万円に増額されるものでございます。

(3) になりますが、支払いが滞った場合には、残金を直ちに支払うこととしたものでございます。

なお、頭金の150万円、及び、毎月の支払は1月分まで履行されております。

承認第1号の説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、承認第1号の質疑を行います。

質疑なさる方はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** なければこれをもって承認第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論なされる方ございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

#### (9) 議案第1号の説明、採決

**議長(目黒 章三郎君)** 次に、日程第8 議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(熊坂 俊則君)** 議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書では4ページからとなります。

お手元の議案説明資料により説明させていただきます。

説明資料の1ページをお開き願います。

改正の趣旨であります。非常勤職員が一定の要件を満たす場合に、その養育する子が2歳に達する日まで育児休業期間を取得し、延長できる場合等を加えるため、関係法令を踏まえた内容に改めるものであります。

改正の主な内容としまして記載のとおりでございます。福島県の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に準じまして、(1)としまして育児休業の対象となる非常勤職員の範囲、(2)としまして取得することができる育児休業の期間、(3)養育の事情を考慮した休業期間の延長、(4)部分休業をすることができない非常勤職員の範囲、(5)部分休業を承認する時間の範囲をそれぞれ明確にしたことと、(6)地方公務員の育児休業に関する法律及び県条例の改正に伴い、文言の整理をしたものでございます。

施行日は、公布の日であります。

2ページから8ページまでが新旧対照表でございます。

議案第1号の説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長(目黒 章三郎君)** それでは、「議案第1号」の質疑を行います。

質疑なさる方ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** なければ、これをもって「議案第1号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。  
討論なされる方ございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** なければ、これをもって討論を終結し採決いたします。  
「議案第1号」は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### (10) 議案第2号の説明、採決

**議長(目黒 章三郎君)** 次に、日程第9 議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(熊坂 俊則君)** 議案第2号についてご説明申し上げます。

議案書は9ページ、10ページになります。

こちらにつきましても議案説明資料により説明させていただきます。

説明資料の9ページをお開きください。

まず、改正の趣旨でございますが、2年ごとに見直すこととされている保険料率の算定結果を踏まえまして、平成30年度及び平成31年度における保険料の所得割率、均等割額及び賦課限度額の改正等を行うものでございます。

改正の主な内容であります。保険料率について、所得割率を0.25ポイント引き下げ、7.94%に、均等割額を100円引き下げ、4万1,600円とするものであります。

二つ目としまして現在のところ県内に該当地域はございませんが、医療の確保が著しく困難である無医地区及びこれに準じる地区に適用します。特例による保険料率を12ページのほうに記載しておりますが別表のとおり改定するものでございます。

3点目としまして、賦課限度額を5万円引き上げ、62万円とするものであります。

4点目、均等割額軽減の所得基準について、軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減に係る所得基準を引上げるものでございます。

5点目としまして、住所地特例の適用にかかる改正となりますが、関係法令の施行に伴いまして、国民健康保険法における住所地特例の適用を受けて従前の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合にも、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることについて関係規定を改正するものであります。

施行日は、平成30年4月1日であります。

10ページから12ページまでが新旧対照表でございます。

議案第2号の説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長(目黒 章三郎君)** それでは、「議案第2号」の質疑を行います。  
質疑なさる方ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって「議案第2号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論をされる方ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって討論を終結し採決いたします。

「議案第2号」は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

### （11）議案第3号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第10 議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** 議案第3号についてご説明いたします。

議案書で11ページであります。

計画書につきましては、別冊になっております。

議案説明資料によりご説明申し上げます。

議案説明資料の13ページをご覧くださいまして、主な内容の欄をご覧くださいと思います。

資料の13ページになります。

まず、1の、この広域計画の位置づけでございますが、地方自治法の規定に基づき作成する計画で、更に広域計画に記載する項目については、広域連合規約に定めることとされております。

広域連合規約で定める広域計画に記載する項目は、3に記載のア・イ・ウの3項目でございます。

まず、イとウの広域計画の実施期間と計画の改定であります。5に記載の、実施期間は平成30年から平成34年度までの5年間、今後の情勢により見直しが必要と認められるときには改定するものでございます。

アの広域連合、構成市町村が行う事務でございますが、計画書の方の12ページ、13ページの方をお開きください。

財政運営から制度周知までの記載の業務を分担して行うものでございます。

引き続きまして構成市町村と連携して適正かつ円滑な制度運営を図って参りたいと考えております。

同じく計画書の10ページ、11ページをお開きください。

体系図が記載されておりますが広域連合規約に定める3つの記載項目に加えまして、健全で円滑な制度運営を行うとともに、保険者としての機能強化を図るための基本目標、基本目標を達成するための施策の方針及び具体的な施策を計画し、体系化して事業を展開して参

りたいと考えております。

なお、広域計画案の作成にあたりましては、構成市町村協議会における協議、また、被保険者及び医療機関団体、関係機関で構成しております医療懇談会において意見等を聴取しながら計画案を作成したものであります。

素案について、平成29年11月27日から12月27日までパブリックコメントを実施して原案を決定したところでございます。

パブリックコメントによる意見提出はございませんでした。

議決をいただいた後に、ホームページ等により公表しまして、目標達成のため事業を推進して参りたいと考えております。

議案第3号の説明については以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、「議案第3号」の質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって「議案第3号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論される方ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって討論を終結し採決いたします。

「議案第3号」は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

## （12）議案第4号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第11 議案第4号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** 議案第4号 平成29年度 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書は、別冊の平成29年度特別会計補正予算書 特別会計第2号というものでございます。

議案書の1ページをお開き願います。

補正予算は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ24億9,367万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,460億5,951万9千円とするものでございます。

補正の内容につきまして定例会議案説明資料の方で説明させていただきます。

A3版の資料となりますが、まず14ページが歳入、15ページが歳出の補正予算書一覧表になります。

まず、15ページの方をご覧いただきたいと思います。

はじめに歳出について款ごとにご説明を申し上げます。

文字が小さく見にくい所もあるかと思いますが、ご了承願います。

単位は千円単位でなります。

右から3列目の第2号補正額の欄をご覧ください。

第1款総務費、925万4千円の追加であります。

次に第2款保険給付費、29億8,658万7千円の追加であります。療養給付費等の給付見込みによる補正でございます。

主な補正内容としまして、1項療養諸費 1目療養給付費 30億3,148万9千円の増、そのうち、療養の給付費は、医科、歯科の入院、外来及び調剤にかかる医療給付費でございます。

入院にかかる給付費等が見込みを上回っている状況から、30億2,586万6千円、追加するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

14ページをご覧いただきたいと思います。

歳入の補正でございますが、主に歳出の保険給付費の見込みに伴うものでございます。

主な補正内容としまして、第1款市町村支出金、3億6,644万5千円の追加になります。

次に、2目療養給付費負担金4億2,682万1千円の増となりますが、歳出でご説明しました、保険給付費の増に伴い、定率で負担する療養給付費市町村負担金現年度分を3億9,382万5千円と前年度負担金の精算による過年度分3,299万6千円をそれぞれ追加するものであります。

次に、第2款国庫支出金は、2億7,545万7千円の減額でございます。

次に、第3款県支出金3億5,971万1千円の追加であります。まず、1目県負担金は、保険給付費の増に伴い5億4,971万円の増、このうち2目県財政安定化基金支出金につきましては、見込みを超える保険給付費の増など財政リスク等発生の際には、前年度繰越金で対応することで基金の交付を受けない見込みであることから減額するものであります。

次に、第4款支払基金交付金であります。これは現役世代からの支援金で、保険給付費の増に伴い、19億9,478万6千円を追加するものであります。

「議案第4号」の説明につきましては以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、「議案第4号」の質疑を行います。

質疑なさる方はございますか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって「議案第4号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** なければ、これをもって討論を終結し採決いたします。

「議案第4号」は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

### (13) 議案第5号の説明、採決

**議長(目黒 章三郎君)** 次に、日程第12 議案第5号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(熊坂 俊則君)** 議案第5号 平成30年度一般会計予算についてご説明いたします。

議案書は、別冊の平成30年度一般会計並びに特別会計予算書になります。

議案書の1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、11億5,501万1千円と定めるものでございます。

予算書は2ページから11ページまで記載してございますが、こちらにつきましても議案説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の16ページ、A3横のカラーのページをご覧ください。

16ページ左側が一般会計、右側が特別会計、それぞれ会計の項目別の予算額と構成比を示したものでございます。

一般会計の歳入は、構成市町村から共通経費として納付される分担金及び負担金が、11億1,982万円余で、約97%占めてございます。

歳出につきましては、民生費が10億5,590万円余で、90%以上占めております。

17ページのA3版縦の資料をご覧ください。

上段の表が歳入、下の表が歳出でございます。

まず、一般会計の歳入について、主なものについてご説明いたします。

表の①H30当初予算額一覧をご覧ください。

第1款分担金及び負担金 11億1,982万円は、構成市町村からの共通経費負担金で前年度より3億333万5千円の増となります。

これは広域連合事務局及び各市町村で事務処理に使用する標準システム機器の更改に係る経費のための増などによるものでございます。

次に、第2款財産収入94万8千円は、派遣職員が公舎に入居する際の家賃自己負担分であります。

次に、第4款繰越金3,419万8千円は平成29年度からの繰越金でございます。

次に、第5款諸収入は、歳計現金預金利子及び、臨時職員等の社会保険料納付金の預かり分でございます。

続きまして、歳出であります。第2款総務費、計8,808万6千円、1項総務管理費、

8, 783万9千円のうち、1目一般管理費、8, 776万8千円は、事務局長、次長、総務課職員5名の計7名分の派遣職員人件費等負担金等でございます。

次に、第3款民生費、前年度より3億1, 200万円余増の10億5, 590万5千円でございます。

特別会計事務費等繰出金9億2, 358万1千円につきましては、特別会計で執行する事業費に充てるための繰出金であります。

前年度より3億1, 502万2千円の増になりますが、歳入でご説明いたしました、標準システムの機器更改事業等にかかる繰出によるものでございます。

細目派遣職員人件費等1億3, 232万4千円は、業務課職員16名及び、保健事業を専任する嘱託職員1名分の人件費等でございます。

経費の節減を図るとともに、適切な事業運営を実施して参りたいと考えております。

「議案第5号」の説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、「議案第5号」の質疑を行います。

質疑なさる方ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって「議案第5号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論なされる方ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって討論を終結し採決いたします。

「議案第5号」は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### （14）議案第6号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第13 議案第6号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** 議案第6号 平成30年度後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

議案書は、別冊平成30年度一般会計並びに特別会計予算書でございます。

予算書の13ページをお開き願います。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ、2, 402億9, 901万3千円と定めるものであります。

次に、第2条、一時借入金の額でございますが、最高額を180億円と定めるものであり

ます。

この額は保険給付費の1ヶ月分に相当する額でございます。

次に、第3条、歳出予算の流用であります。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内の流用ができるとするものでございます。

予算書は、14ページから29ページまで記載してございますが、予算の概要につきまして議案説明資料の方で説明させていただきます。

20ページをお開き願います。

A3版横のこういったページになります。

特別会計における財政の概要により説明させていただきます。

ページ中央のグラフ、歳入、歳出の予算構成を示しております。

左が歳入、右が歳出でございます。

それぞれ2,402億9,901万3千円、前年度当初予算額より62億7千万円余の増となるものでございます。

先に歳出についてご説明申し上げます。

ページの右半分になります。

グラフ青色の部分になりますが、保険給付費が合計で、2,357億7,101万3千円となり、歳出全体の98.1%を占めております。

前年度より39億4千万円余の増でございます。

増となった要因は、主に保険給付費の中の療養給付費の伸びによるものでございます。

こういった数字がでた医療費の概況でございますが、入院費用が増加する傾向にございます。

入院期間の短縮化 一件当たりの入院期間の短くなっておりますが、1日あたりの医療費が増加しております。

高齢者数の増加と医療技術の高度化により費用が増えていると考えております

外来や歯科についてはほぼ横ばいで推移し、調剤費は若干下がると見込んでおります。

そういったもので計上したものでございます。

次に、総務費9億7,456万9千円、前年度より3億円余の増であります。

電算処理費、先ほどご説明いたしました標準システムの機器更改にかかる経費(3.3億円)を計上したことによるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

左側のグラフになります。

歳出を賄う財源としまして、まず、グラフの上からオレンジ、黄色の部分になりますが、国・県・市町村の定率負担金及び国の普通調整交付金からなる公費負担が全体の47.8%、次に、緑の部分、現役世代からの支援金分として支払基金から交付される交付金が39.2%、以下、被保険者が負担する保険料、軽減にかかる公費補てん分も含めまして8.4%、高額療養費に対する支援など、その他が、4.6%となっております。

左側の説明の囲み覧をご覧いただきたいと思っております。

各表題の色はグラフの色と対応しております。

まず、国の普通調整交付金214億4,196万円、普通調整交付金でございますが、

広域連合間における被保険者にかかる所得の格差による財政の不均衡を調整するため交付される交付金ではありますが、療養給付費等の増により前年度より5億1,479万円余の増となったものでございます。

次に、国・県・市町村が定率で負担いたします療養給付費等負担金ではありますが、療養給付費等の増に伴い、国庫負担金は前年度より8億6,881万円余の増で559億5,102万2千円、県負担金及び市町村負担金つきましては同額で、前年度より2億8,960万円余の増となったものでございます。

国、県、市町村の負担割合は記載のとおりでございます。

次に、支払基金交付金941億9,727万3千円、同様に療養給付費等の増に伴い、前年度より11億9,718万円余の増となったものでございます。

次に、保険料は、前年度より5億2千万円余の増の144億7,585万6千円ではありますが、これは、被保険者数の増や軽減特例の見直しなどによるものでございます。

次に、保険料の公費補てん分58億9,237万9千円でございますが、低所得者等の保険料軽減分及び本則に上乘せしました特例軽減分について、県、市町村の負担金、また、国の交付金から補填されるものでございます。

軽減特例の縮小等によりまして国・県・市町村の負担金等が減となるものでございます。

次に、高額医療費に対する支援としまして18億6,519万4千円、内訳としまして、レセプト1件あたり80万円以上の高額な医療費に対する国の高額療養費負担金が、18億円余、共同事業によりレセプト1件あたり400万円を超える医療費が発生した場合に交付されます特別高額医療費共同事業交付金5,900万円余でございます。

次に、原発事故に係る財政支援になりますが、原発事故による被保険者の保険料の減免、及び、窓口での一部負担金の免除分の費用が国から補填されるもので、合計で30億3,037万7千円でございます。

次に、繰越金43億6,664万3千円、平成29年度からの繰越金で平成30度の保険料上昇抑制財源等に活用するものであります。

次に、その他の収入、計17億7,762万6千円は、健康診査事業に係る市町村負担金、国補助金・交付金、並びに一般会計からの事務費等繰入金等でございます。

以上が平成30年度当初予算となりますが、予算を適正に執行するとともに、効率的、効果的に事業を実施してまいります。

「議案第6号」の説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、「議案第6号」の質疑を行います。

質疑なさる方ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって「議案第6号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論なされる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（目黒 章三郎君） なければ、これをもって討論を終結し採決いたします。

「議案第6号」は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（目黒 章三郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### （15）閉会及び閉議の宣告

議長（目黒 章三郎君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、平成30年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時48分）